

平成31年4月1日から福祉タクシーと配食サービスの利用の条件等が変わりました!

【福祉タクシー利用料金助成事業】

医療機関に通院する場合、各種福祉行事への参加、または市役所(支所を含む)及び市内の公の施設を利用するときに限られていた、福祉タクシーの利用範囲の制限を撤廃し、また、申請できる対象者を拡大します。

※年48回(申請月により回数が異なる)までの利用回数に変更はありません。

○変更点

変更点	平成31年3月31日まで(変更前)	平成31年4月1日から(変更後)
利用範囲	・医療機関への通院 ・公共施設への利用	制限なし
対象者	・満65歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方	左記に加え、以下2項目を追加 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病の医療受給者証の交付を受けている方

【配食サービス事業】

老衰、心身の障碍及び疾病等の理由により調理が困難な方の利用対象者を拡大します。

○変更点

変更点	平成31年3月31日まで(変更前)	平成31年4月1日から(変更後)
対象者	・満65歳以上で、ひとり暮らしの方 ・高齢者のみ世帯に属する方 ・在宅の身体障碍者	左記に加え、以下3項目を追加 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病の医療受給者証の交付を受けている方 ※親族が近隣に居住している等対象にならない場合があります。

【申請方法等】

- ・本庁及び各支所で申請することができます。
- ・各種手帳等の交付を受けている方は申請の際、必ず手帳等の提示をお願いします。
- ・認め印で結構です。印鑑をご持参ください。

問 本庁 長寿福祉課 ☎52-1111 内線175

心身に障碍のある方に対する自動車税の減免制度について

○減免対象者

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方

※障碍の区分、等級により減免できない場合があります。

○減免の対象となる自動車

心身に障碍のある方が通院・通学・通所若しくは生業のため使用する自動車

※障碍のある方1人に対し、1台が対象です。

○申請方法

必要な書類をお持ちのうえ、県税事務所へ来所し申請してください。

※減免の要件により必要な書類等が異なりますので、県税事務所にお問い合わせください。

○申請時期

平成31(2019)年度から減免を受ける場合は、令和元年5月31日(納期限)までに申請してください。

※5月31日(納期限)を過ぎると翌年度からの減免となります。

●新車、中古車自動車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に水戸県税事務所自動車税分室(茨木運輸支局内)で申請してください。

●軽自動車の減免申請については、お住いの市役所・町村役場にお問い合わせください。

問 茨城県常陸太田県税事務所 収税第一課 ☎0294-80-3314